

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理のポイント💡

◆ 健康診査等を受けるために必要な時間の確保（男女雇用機会均等法第12条関係）

妊娠週数に応じた頻度（例：妊娠23週までは4週間に1回など）で保健指導又は健康診査を受診できるようにする必要があります。

◆ 医師等の指導事項を守るための措置（男女雇用機会均等法第13条関係）

上記の健康診査等により、女性労働者が医師等から指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるような措置（例：時差出勤、休憩回数の増加など）を講じる必要があります。

医師等からの指導事項を適切に把握する際は、母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）をご活用ください！

母健連絡カード利用の流れ



◆ 不利益取扱いの禁止（男女雇用機会均等法第9条関係）

妊娠中及び出産後の母性健康管理の措置を請求・利用（例：軽易な業務への転換や育児時間の請求・利用など）をしたことによる不利益な取扱い（例：解雇、退職の強要など）は禁止されています。



👉 詳細はパンフレットをチェック！
（働く女性の母性健康管理のために）

お問合せ先

☎ 愛媛労働局 雇用環境・均等室 ☎
TEL: 089 (935) 5222